

## 第 64 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 2 年 8 月 12 日 (開会) 14 時 00 分 (閉会) 15 時 58 分  
場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

### 案 件

#### 1 諮問案件

(1) 要保護児童等に関する情報共有システムとの連携に伴う個人情報の保護について

【児童部 家庭児童相談課】

(2) GIGA スクールネットワークシステム構築に係る個人情報の保護について

【学校教育部 教育センター】

#### 2 その他

### 出席委員

(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏

豊永 泰雄 瀧澤 廣成 宮前 正利 塩路 裕子 中西 清美 宮本 修

欠席委員 坂元 耕兵 平山 雄一 廣瀬 恵美子

### 出席市職員

#### <説明者>

案件 (1) : 家庭児童相談課

(課長) 門田 俊雄 (課長代理) 竹田 陽一 (主査) 西佛 順慈

案件 (2) : 教育センター

(所長) 草場 敦子 (所長代理) 福井 将人 (主幹) 園田 章 (主査) 西口 拓

#### <事務局>

市民部長 高田 徳也

市民総務室長 大川 雅博 参事 川本 義一 主幹 井手本 治夫

傍聴者 無し

## 1 諮問内容

### (1) 対象業務

家庭児童相談システム改修業務

### (2) 概要

#### ア 目的

近年発生した児童虐待事案では、転居の際の自治体間の引継ぎや児童相談所と市町村の間の情報共有が不十分であったことが課題に挙げられています。このため、国の主導により自治体間や児童相談所と市町村の間で日常的に情報共有が行うことができる全国統一の情報共有システムが構築されることとなっており（令和3年4月稼働予定）、本市の家庭児童相談システムを国情報共有システムに対応させ、より円滑な情報共有を図る必要があります。

#### イ 効果

市町村間や市町村と児童相談所の間で、相互に情報を参照できるため、電話や文書による照会や情報提供に比してより広範な情報を、少ない負担で正確かつ迅速に共有できます。

### (3) 諮問理由

吹田市個人情報保護条例第12条第1項、第2項第2号及び第3項の規定による、新たに電子計算機処理を実施するため、また第13条第1項第2号及び第2項の規定による、実施機関以外のものと電子計算機の結合の制限に当たることから、個人情報保護審議会に意見を諮るものです。

## 2 委員からの質問

委員： 家庭児童相談システムから CSV 形式のデータ取得は SJ 系ネットワーク内のシステムで行うのか。

実施機関： お見込みのとおり。

委員： USB メモリへのデータ格納や専用端末へのアップロードなどは誰が行うのか。

実施機関： 情報政策室が基幹システムの運用を委託している事業者をお願いする予定である。

委員： USB メモリの管理はどのように行うのか。

実施機関： 情報政策室が保有する USB メモリを使用する。電子錠の付いた管理ボックスで保管されており、必要に応じて出し入れする。

委員： 使用者や取り出し、返却、メモリのデータ削除などについて、管理簿に記録するなどしないのか。

実施機関： 情報政策室での細かな取扱いについて詰め切れていないが、いつ、誰が、どの様な作業をしたかということ特定できるようには申し入れしたいと考える。

委員： USB メモリの使用許可などは、情報政策室で行うということか。

実施機関： 受託事業者の作業について、情報政策室においてどのように取り扱われているか詳細は把握できていないので、この場での回答は難しい。

委員： どの程度の頻度でデータ移行を行うのか。

実施機関： 毎日更新を行う。

委員： 国の情報共有システムの情報をダウンロードしたり、帳簿出力することはあるのか。

実施機関： 予定している。

委員： 国の情報共有システムから持ってきたデータの保管などはどのように行うのか。

実施機関： 国の情報共有システムからダウンロードしたデータは、専用端末から USB メモリを介して家庭児童相談システムの領域に移し、保管することになる。

また、出力した紙ベースのものはケース記録に綴じ、常時使用するものとなる。ケース記録自体は、要保護児童が登録されている期間は保有する。保有する必要がなくなれば、その後 5 年間保存の後、廃棄することになる。

委員： USB メモリは、家庭児童相談システムから国の情報共有システムへデータを移す場合と、国の情報共有システムから家庭児童相談システムにデータを持ってくる場合とふたとおりの使用が想定されるということか。

実施機関： お見込みのとおり。ただし、SJ 系ネットワークへのデータの出し入れは情報政策室(受託事業者)が行うが、国の情報共有システムへデータをアップロードする際は、情報政策室の USB メモリを使用し、国の情報共有システムからダウンロードして行く際は、家庭児童相談課の USB メモリを使用する。

委員： 情報共有システムの法令上の根拠は何か。

実施機関： 児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項及び児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 4 に基づくものである。

委員： 情報共有システムについて、細則を定めた規定はないか。

実施機関： 国から情報共有システムの概要を示されるにあたって、特に法令根拠として示されたものはなかったが、児童福祉法、児童虐待防止法の仕組みの中で構築されるシステムであると認識している。

委員： 国の情報共有システムに蓄積された情報がどのように管理されるのかということがわからない。その点についても押さえておいてほしい。

実施機関： 承知した。

委員： センシティブ情報は扱わないのか。

実施機関： 個別のケースによるが、少なくとも虐待情報はセンシティブ情報に該当すると考える。ただし、先ほど述べた法令根拠をもって行っているものである。

委員： 国の情報共有システムの検索機能と閲覧機能について説明してほしい。

実施機関： 検索機能自体は、本市で要保護児童となった者が本市以外の自治体に居住実績がある場合、その自治体で要保護児童等として登録されていたのか確認できる機能となる。ただし、検索すれば無制限に閲覧できるというものではなく、該当があった場合に前に居住していた自治体にデータを請求し、情報提供してもらえる場合に詳細なデータについて閲覧可能となる作りとなっている。

委員： 閲覧制限はあるが、国の情報共有システム自体には詳細なデータが蓄積されるという理解でよいか。

実施機関： お見込みのとおり。

### 3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

特に、USB メモリの運用・管理にあたっては、情報の漏えいがないよう徹底すること。

## 1 諮問内容

### (1) 対象業務

GIGA スクールネットワークシステム構築・運用保守業務

### (2) 概要

文部科学省が掲げる GIGA スクール構想の実現として情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実を目的としています。児童・生徒 1 人 1 台の端末や高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、クラウド活用の推進、ICT 機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用の PDCA サイクルの徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる効果があります。

### (3) 諮問理由

学校教育情報通信ネットワークで取り扱っている情報を、新たに構築する GIGA スクールネットワークシステムにおいて利用することで、家庭からのインターネット回線を通じた個人情報の利用が想定されることから吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項に規定する新たな電子計算機処理の実施及び第 13 条第 1 項第 2 号及び第 2 項に規定する実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限にあたることから諮問するものです。

## 2 委員からの質問

委員： 学校教育情報通信ネットワーク上の第 1 学習系にある教職員が作成した教材データ等は GIGA スクールネットワークシステムの第 2 学習系に移行させるのか。

実施機関： 移行させることも可能なシステム構築を考えている。

委員： GIGA スクールネットワークシステムの提案公募の仕様書において、教職員が作成した教材が使用できない恐れがあるため、学校教育情報通信ネットワークの第 1 学習系と GIGA スクールネットワークシステムの第 2 学習系とのデータ連携が予定されていた。しかし、情報セキュリティを確保するためには、データ連携を行うよりも、GIGA スクールネットワークシステムの導入を契機に、学校教育情報通信ネットワークから学習系を切り離して、GIGA スクールネットワークシステムに移し、運用してはどうか。

実施機関： 教員は第 1 学習系で教材を作成し、第 2 学習系に教材を移し、児童らがその教材を使用することを想定している。

委員： 第 1 学習系のデータを全て第 2 学習系に移すというわけではなく、児童らに見られないくないデータは第 1 学習系に置いておくということか。

実施機関： お見込みのとおり。

委員： 児童らが端末を持って登下校したりすることに対して、管理面でのリスクを感じるが、どうか。

実施機関： 端末の持ち帰りも想定はしているが、端末は学校に対して配布し、教員が運用について決めることになる。

委員： 盗難や紛失に対する対策は考えているのか。

実施機関： 文科省で細かなルール作りがなされるので、それに沿った形で本市のルールを作ることになる。

委員： 端末の中にデータは蓄積されるのか。

実施機関： 端末の中にデータは残らない形となる。

委員： インターネット検索をした場合、その履歴などが残らないのか。

実施機関： サーバー上には残るかもしれないが、端末には残らない。

委員： センシティブ情報は含まれていないのか。

実施機関： 含まれていない。

委員： いじめ対策支援アプリによる児童生徒の SOS 通知等はセンシティブ情報に当たらないのか。

実施機関： こちらについては詳細が決まっておらず、本日の審議の対象外として扱ってもらいたい。詳細が決まり、センシティブ情報に該当すると判断した時は、再度御審議をお願いしたい。

委員： 各家庭の通信環境は整備されているのか。

実施機関： アンケート調査を実施し、おおよその状況は把握している。ただし、GIGA スクールでは、端末の持ち帰りも想定しているが、持ち帰りを推奨するものではない。基本的には学校で使うことを想定している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、持ち帰る事態となれば、緊急対応として別の事業として対応策を実施する考えである。新たな事業とする場合は、また審議会へお諮りすることになると考えている。

### 3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

ただし、同システムにおいて新たに個人情報を取扱う場合は、当審議会に諮問する必要があることに留意すること。